

制 度 名	環境対応型海外建設プロジェクト形成促進税制の創設			
税 目	法人税			
要 望 の 内 容	<p>内国法人が外国においてCDM（クリーン開発メカニズム）プロジェクト（日本政府承認済案件に限る）を実施する場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該CDMプロジェクトを実施する外国法人の株式等の取得をし、事業年度終了の日まで引き続き有している場合に、当該株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備える、 ・ 当該CDMプロジェクトに自らが関与している場合、同プロジェクトが頓挫したために同プロジェクトに要した費用が回収できなくなることによる損失に備える、 <p>ことを目的として積み立てられたCDM事業損失準備金相当額のうち、同相当額の3割を損金に算入する。 （平成22年4月1日から平成25年3月31日まで）</p> <table border="1" data-bbox="1015 815 1489 893"> <tr> <td data-bbox="1015 815 1222 893">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1222 815 1489 893">63百万円 （一）</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	63百万円 （一）
減収見込額 （平年度）	63百万円 （一）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>地球温暖化が深刻さを増すなか、2020年までに1990年比で温室効果ガス25%削減という我が国の中期目標の達成に向け、建設分野においても積極的に対策を講じていく必要がある。CDMは温室効果ガス削減に向けた有力な方策の一つであり、建設分野におけるCDMプロジェクトの普及を促進し、地球環境問題への対応を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>CDMプロジェクトを実施する場合、CDM理事会への承認までの手続きに予想以上に長い時間と経費を要するケースが多く、その間、プロジェクト自体が立ち行かなくなるリスクをはらんでいる。このため、CDMの普及促進を図る観点から、海外でCDMプロジェクトを実施する企業のリスクを軽減する特例措置が必要である。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>①租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか</p> <p>地球温暖化問題が世界的規模の課題となるなか、2020年までに1990年比で温室効果ガスを25%削減するという中期目標の達成に向け、建設分野においても積極的に対策を講じていく必要があることから、当該要望措置は今日的な合理性が認められる。</p> <p>②租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか</p> <p>CDMの促進にはプロジェクトに係る損失が万一生じても、企業業績への影響を出来る限り少なくすることが必要であり、このような各企業の取組みを支援する当該要望措置は、CDMプロジェクト参画に伴うリスク軽減という観点から有効である。</p> <p>③租税特別措置等に補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか</p> <p>事業リスクに備えた準備金の積立に対する支援の方法としては、税制上の措置によることが最も効果的であると考えられるため、当該要望には相当性が認められる。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	3 地球環境の保全 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 51 国土交通分野におけるCDM承認累積件数
	政策の達成目標	国土交通分野におけるCDMの日本国政府承認累積件数 平成20年度 実績値 7件 平成23年度 目標値 15件
	租税特別措置の適用又は延長期間	3年間
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	社会資本整備分野におけるCDM導入推進調査費 (平成22年度概算要求額 8.6百万円)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	社会資本整備分野におけるCDM導入の推進に当たっては、途上国政府の承認及び途上国企業との連携が不可欠であることから、予算措置により、途上国におけるセミナー開催等を通じて、相手国政府・企業の理解の促進を図っている。 一方、CDMプロジェクトに取り組む企業のリスク軽減を通じて、CDMプロジェクトの普及促進を図るという観点から、税制上の措置を講ずることで、予算措置による施策と一体となって、CDM導入の推進を図ることとしたい。
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	政策の達成状況	—
	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの
要望経緯

—